

横浜地方検察庁執務規程

(昭和63年1月22日 横地訓第1号 検事正訓令 検察官, 検察事務官, 検察技官, 庁務員あて)

改正

過去改正履歴まとめ

平成25年1月18日横地訓第1号

平成26年1月31日横地訓第1号

平成27年4月10日横地企訓第1号

目次

第1章 総則

第1条 目的

第2条 他の法令との関係

第3条 職員の心構え

第2章 機構

第4条 検察官の配置等

第4条の2 担当検察官

第4条の3 特別刑事部の所管事務

第5条 副部長

第5条の2 検務主任検察官

第5条の3 統括副検事

第5条の4 本庁の部の事務の取扱い

第6条 区検察庁に対する指揮監督等

第7条 区検察庁の庁務掌理者

第8条 検察官事務取扱

第9条 課長補佐

第9条の2 上席検務専門官

第9条の3 上席主任捜査官

第10条 係の数、名称及び所管事務

第10条の2 検務部門及び捜査・公判部門の所管事務

第11条 係長

第12条 係主任

第3章 会議

第13条 部長会議

第14条 檢察官会議

第15条 課長等会議

第4章 事務処理

第16条 臨時職務代行

第17条 共管事務の処理

第18条 決裁

第19条 報告

第20条 事務引継

第21条 意見の申出

第22条 公印及び文書等の取扱い

第23条 事件の配点、処理等

第5章 服務

第24条 出勤簿

第25条 休暇

第26条 離席

第27条 出張

第28条 身分の異動等

第29条 宿直

第30条 警備・防火等

第6章 事務監査

第31条 事務監査

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、横浜地方検察庁及び管内区検察庁に勤務する職員の職務と責任を明確にし、事務処理の適正と能率の向上を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 職員は、検察庁法、検察庁事務章程、その他の法令、訓令及び通達によるほか、この規程の定めるところにより勤務しなければならない。

(職員の心構え)

第3条 職員は、職責を自覚し、品位を保ち、職務上の秘密を守り、上司の命令に従い、相互に協力し、誠実に職務に専念しなければならない。

第2章 機構

(検察官の配置等)

第4条 横浜地方検察庁(支部を除く。以下「本庁」という。)に勤務する検事は、それぞれ部に配置する。

2 指導係検事は総務部、公安労働係検事及び財政経済係検事は特別刑事部、その他の係検事は刑事部にそれぞれ置き、これらの係検事は各部に配置された検事のうちから検事正が指名する。

(担当検察官)

第4条の2 刑事部に、検察庁事務章程第7条に規定する係検事のほか、担当検察官を置くことができる。

2 担当検察官は、刑事部に配置された検察官のうちから検事正が指名する。

3 担当検察官の種別及び担当事務の範囲は、別表第1のとおりとする。

(特別刑事部の所管事務)

第4条の3 特別刑事部の所管事務のうち、検事正があらかじめ指定する事件は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県警察本部刑事部捜査第二課から送致(付)を受けた事件及び同課が指導関与した事件
- (2) 直受事件
- (3) 特に検事正から指定のあった事件

(副部長)

第5条 部に副部長を置くことができる。副部長は、検事のうちから検事正が命ずる。

- 2 副部長は、部長を助けてその部の所管事務を整理し、職員を指揮監督する。
- 3 副部長は、部長に事故のあるとき、又は部長が欠けたときは、臨時に部長の職務を行う。

(検務主任検察官)

第5条の2 検事正は、総務部に配置された検察官のうちから検務主任検察官を指名することができる。

- 2 検務主任検察官は、総務部長の命を受け、総務部の所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

(統括副検事)

第5条の3 検事正は、管内区検察庁の副検事のうちから統括副検事を指名することができる。

- 2 統括副検事は、上司の命を受け、その属する区検察庁の所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

(本庁の部の事務の取扱い)

第5条の4 本庁の部の事務を取り扱う横浜区検察庁の統括副検事は、当該事務を所管する部長の命を受け、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

(区検察庁に対する指揮監督等)

第6条 部長は、検察庁法第4条及び第6条に規定する事務(以下「検察事務」という。)に関し、それぞれの所管に従い、管内区検察庁(支部の管轄区域内にある区検察庁を除く。)の職員を指揮監督する。

- 2 支部長は、その属する支部の所在地を管轄する区検察庁の庁務を掌理するほか、検察事務に関し、その支部の管轄区域内にある区検察庁の職員を指揮監督する。

(区検察庁の庁務掌理者)

第7条 本庁又は支部の所在地を管轄する区検察庁(以下「併置区検察庁」という。)並びに本庁又は支部の所在地にある区検察庁(以下「事務取扱方法変更庁」という。)以外の区検察庁において、副検事が2人以上配置されてい

るときは、席次の上位にある副検事が庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する。

(検察官事務取扱)

第8条 本庁の検事は、併置区検察庁及び事務取扱方法変更庁の検察官の事務を取り扱う。

- 2 支部（小田原支部を除く。）の検事は、併置区検察庁の検察官の事務を取り扱う。
- 3 小田原支部の検事は、併置区検察庁及び事務取扱方法変更庁の検察官の事務を取り扱う。
- 4 併置区検察庁の副検事は、必要に応じ、それぞれ本庁又は支部の検察官の事務を取り扱う。

(課長補佐)

第9条 課に課長補佐を置くことができる。課長補佐は、検察事務官のうちから任命する。

- 2 課長補佐は、課長を助けてその課の所管事務を整理する。
- 3 課長補佐は、課長に事故のあるとき、又は課長が欠けたときは、臨時に課長の職務を行う。

(上席検務専門官)

第9条の2 総務部検務部門及び支部に上席検務専門官を置くことができる。

- 2 上席検務専門官は、検務専門官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(上席主任検査官)

第9条の3 捜査・公判部門に上席主任検査官を置くことができる。

- 2 上席主任検査官は、主任検査官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(係の数、名称及び所管事務)

第10条 事務局の各課及び総務部の各課・室並びに支部及び保土ヶ谷区検察庁の総務課に係を置く。

- 2 前項の係の数、名称及び所管事務は、別表第2のとおりとする。

(検務部門及び検査・公判部門の所管事務)

第10条の2 檢務部門及び捜査・公判部門の事務分担の名称及び所管事務は、別表第3のとおりとする。

(係長)

第11条 係に係長を置き、検察事務官のうちから任命する。

2 係長は、上司の命を受けて係の所管事務を担当し、係員を指揮監督する。

(係主任)

第12条 係に主任を置くことができる。係主任は検察事務官のうちから任命する。

2 係主任は、上司の命を受け、係の所管事務のうち課長が指定する事務を担当する。

第3章 会議

(部長会議)

第13条 檢察運営に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため部長会議を置く。

2 会議は、検事正が招集し、次席検事、部長、支部長及び事務局長をもって構成する。ただし、必要に応じ、副部長を列席させることができる。

(検察官会議)

第14条 檢察運営に関する事項につき、検事正の諮問に応ずるため検察官会議を置く。

2 会議は、検事正が招集する。

3 会議には、必要に応じ、検察官以外の職員を列席させ、意見を求めることができる。

(課長等会議)

第15条 事務の運営に関する事項につき、検事正の諮問に応ずるため課長等会議を置く。

2 会議は、検事正が招集する。

3 会議には、必要に応じ、検察官若しくはその他の職員を列席させ、意見を求めることができる。

第4章 事務処理

(臨時職務代行)

第16条 檢事正及び次席検事に事故のあるとき、又は検事正及び次席検事が欠けたときは、部長がその席次により臨時に検事正の職務を行う。

2 支部長に事故のあるとき、又は支部長が欠けたときは、その支部の他の検察官が席次により臨時に支部長の職務を行う。

(共管事務の処理)

第17条 2以上の部、事務局又は2以上の課(検務部門及び捜査・公判部門の担当を含む。), 室の所管事務に関連する事務については、それぞれ関連する部、課等の長(検務監理官、統括検務官及び統括捜査官を含む。)と協議した上処理しなければならない。

(決裁)

第18条 事務の決裁は、順次上司を経て、検事正が行う。

2 檢事正は、一定の事項を指定して、次席検事、部長又は支部長に事務の決裁をゆだねることができる。

(報告)

第19条 檢事正に対する報告は、順次上司を経由して行う。

2 職員は、担当する事務に関し、重要又は特異な事項、その他必要があると認める事項については、速やかに上司に報告し、その指揮、命令を受けなければならない。

(事務引継)

第20条 職員は、担当する事務の交代を命ぜられたときは、正確に事務引継を行わなければならない。

(意見の申出)

第21条 職員は、庁務の運営、事務の改善等に関し、参考となるべき意見があるときは、上司に申し出なければならない。

(公印及び文書等の取扱い)

第22条 公印及び文書等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

(事件の配点、処理等)

第23条 事件の配点、処理、公判立会い、上訴等に関する必要な事項は、別に定める。

(出勤簿)

第24条 職員は、定時までに出勤して出勤簿に押印しなければならない。

(休暇)

第25条 職員は、休暇を得ようとするときは、書面により、検事正の承認を受けなければならない。

(離席)

第26条 職員は、勤務時間中に執務場所を離れるときは、直属の上司にその所在を明らかにしておかなければならない。

(出張)

第27条 職員は、出張しようとするときは、検事正の出張命令を受けなければならない。

(身分の異動等)

第28条 職員は、身分上の異動を生じ、又は本籍、住所に変更があったときは、書面により、検事正に届け出なければならない。

(宿直)

第29条 本庁においては、検察官及び検察事務官が事件の捜査・処理等のため、宿直勤務しなければならない。

2 宿直に関する必要な事項は、別に定める。

(警備・防火等)

第30条 職員は、非常事態に際し、庁舎の警備及び防火・防災に当たらなければならない。

2 警備及び防火・防災に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 事務監査

(事務監査)

第31条 検事正は、検察官及び検察事務官をして、本庁、支部及び管内区検察庁につき、定時若しくは臨時に事務監査を行わせる。

2 事務監査に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和63年2月1日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、この訓令に基づき定められたものとみなす。

- (1) 横浜地方検察庁公印取扱細則(昭和59年横地訓第1号検事正訓令)
- (2) 横浜地方検察庁文書等取扱細則(昭和42年横地調発第306号検事正訓令)
- (3) 横浜地方法務合同庁舎警備細則(昭和61年横地訓第8号検事正訓令)
- (4) 横浜地方法務合同庁舎防災管理細則(昭和61年横地訓第10号検事正訓令)
- (5) 横浜地方検察庁事務監査実施細則(昭和61年横地訓第2号検事正訓令)

附 則(平成2年3月30日横地訓第1号)

- 1 この訓令は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 本訓令により改正された様式については、従前の用紙が残存する限り適宜修正して使用する。

附 則(平成4年3月31日横地訓第1号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年5月1日横地訓第2号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成5年3月22日横地訓第3号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年8月2日横地訓第5号)

この訓令は、平成5年8月2日から施行する。

附 則(平成6年3月15日横地訓第2号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年6月27日横地訓第4号)

この訓令は、平成6年6月27日から施行する。

附 則(平成7年3月31日横地訓第1号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日横地訓第2号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年5月11日横地訓第5号)

この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

附 則(平成10年4月9日横地訓第1号)

この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平成12年12月1日横地訓第10号)

この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日横地訓第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月22日横地訓第1号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日横地訓第2号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日横地訓第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日横地訓第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日横地訓第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月24日横地訓第2号)

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則(平成20年8月29日横地訓第2号)

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日横地訓第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月5日横地訓第7号)

この訓令は、平成22年4月5日から施行する。

附 則(平成23年2月7日横地訓第1号)

この訓令は、平成23年2月7日から施行する。

附 則(平成23年3月30日横地訓第5号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月3日横地訓第3号)

この訓令は、平成24年4月3日から施行する。

附 則(平成24年4月27日横地訓第4号)

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成25年1月18日横地訓第1号)

この訓令は、平成25年1月21日から施行する。

附 則(平成26年1月31日横地訓第1号)

この訓令は、平成26年1月31日から施行する。

附 則(平成27年4月10日横地企訓第1号)

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

別表第1(第4条の2関係)

担当名	担当事務の範囲
医事事件担当	刑事部で取り扱う医事事件（医療過誤事件、医師法違反事件等）及びこれに関連する事項
サイバー犯罪担当	刑事部で取り扱う高度な情報技術を利用した特異重大な事件及びこれに関連する事項
国際担当	国際捜査共助等及びこれに関連する事項

別表第2（第10条関係）

係の数、名称及び所管事務			
部・局(支 部・区)	課・室	係	所管事務
事務局	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関すること。 2 自庁警備に関すること。 3 勤務時間、休暇及び宿直に関すること。 4 出張に関すること。 5 自動車の運行に関すること。 6 職員の厚生に関すること。 7 前各号の掲げるところのほか庶務に関すること。 8 前各号に関連すること。
		秘書係	1 検事正の秘書事務に関すること。 2 前号に関連すること。
		文書係	1 文書の接受発送に関すること。 2 前号に関連すること。
	人事課	人事第一係	1 人事に関すること。 2 記章、証票に関すること。 3 前号に関連すること。
		人事第二係	1 給与に関すること。 2 前号に関連すること。
	会計課	主計係	1 歳入及び歳出に関すること。 2 予算及び決算に関すること。 3 保管金に関すること。 4 前3号に関連すること。
		用度係	1 用度に関すること。 2 没収物の売却に関すること。

			3 前2号に関連すること。
	国有財 産係	1 国有財産及び営繕に関すること。 2 前号に関連すること。	
	共済係	1 共済組合に関すること。 2 前号に関連すること。	
総務部	企画調 査課	企画調 査係	1 企画調査に関すること。 2 会同、会議に関すること。 3 法令、判例、資料、図書の整理保管に関すること。 4 檢察審査会に関すること。 5 非訟事件に関すること。 6 被疑者補償事件に関すること。 7 国家賠償法に基づく争訟に関すること。 8 情報の公開に関すること。 9 個人情報の保護に関すること。 10 各部局間の調整に関すること。 11 前各号に関連すること。 12 他の所管に属しないものに関すること。
		教養係	1 教養指導に関すること。 2 司法修習生の修習指導に関すること。 3 罰則の定めのある条例に関すること。 4 前3号に関連すること。
	情報シス テム管理 課	情報シス テム管理 係	1 檢察情報処理システムの管理に関するこ と。 2 前号に関連すること。
		統計係	1 統計に関すること。 2 前号に関連すること。
	監査室	監査係	1 事務監査に関すること。 2 前号に関連すること。
(支部)	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関すること。

			<p>2 職員の厚生及び自庁警備に関すること。</p> <p>3 文書の授受、発送に関すること。</p> <p>4 人事、給与に関すること。</p> <p>5 企画調査及び広報活動に関すること。</p> <p>6 教養指導に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるところのほか庶務に関すること。</p> <p>8 前各号に関連すること。</p> <p>9 他の所管に属しないものに関すること。</p>
		会計係	<p>1 歳入及び歳出に関すること。</p> <p>2 用度に関すること。</p> <p>3 保管金に関すること。</p> <p>4 前3号に掲げるところのほか会計に関すること。</p> <p>5 前各号に関連すること。</p>
(支部) 横須賀	総務課	庶務係	<p>1 官印及び庁印の管守に関すること。</p> <p>2 職員の厚生及び自庁警備に関すること。</p> <p>3 文書の授受、発送に関すること。</p> <p>4 人事、給与に関すること。</p> <p>5 歳入及び歳出に関すること。</p> <p>6 用度に関すること。</p> <p>7 保管金に関すること。</p> <p>8 企画調査及び広報活動に関すること。</p> <p>9 教養指導に関すること。</p> <p>10 前各号に掲げるところのほか庶務及び会計に関すること。</p> <p>11 前各号に関連すること。</p> <p>12 他の所管に属しないものに関すること。</p>
(区検) 保土ヶ谷			

別表第3（第10条の2関係）

検務部門及び捜査・公判部門の事務分担の名称及び所管事務		
部	事務分担の名称	所管事務
総務部	事件・令状担当	<p>1 事件の受理に関すること。</p> <p>2 令状の請求及び執行に関すること。</p> <p>3 前各号に関連すること。</p>
	証拠品担当	<p>1 証拠品に関すること。</p> <p>2 前号に関連すること。</p>
	徴収・執行・特別執行担当	<p>1 死刑及び自由刑の執行に関すること。</p> <p>2 徴収金に関すること。</p> <p>3 檢事正があらかじめ指定する逃亡被疑者、逃亡被告人及びとん刑者の逮捕又は収容に関すること。</p> <p>4 恩赦及び保護に関すること。</p> <p>5 前各号に関連すること。</p>
	記録担当	<p>1 記録の保管及び保存に関すること。</p> <p>2 前号に関連すること。</p>
	犯歴採証担当	<p>1 犯歴の調査に関すること。</p> <p>2 科学的捜査の技術に関すること。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
刑事部	管理担当	<p>1 事件の管理に関すること（交通部及び特別刑事部の所管に属するものを除く。）。</p> <p>2 事件に関する資料の収集整備に関すること（交通部及び特別刑事部の所管に属するものを除く。）。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
	国際担当	<p>1 國際関係事件の管理に関すること。</p> <p>2 前号の事件に関する資料の収集整備</p>

		<p>に関すること。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
	捜査担当	<p>1 事件の捜査に関連すること（交通部及び特別刑事部の所管に属するものを除く。）。</p> <p>2 少年事件の審判に関すること（交通部及び特別刑事部の所管に属するものを除く。）。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
交通部	管理担当	<p>1 交通関係事件の管理に関すること。</p> <p>2 交通事件に関する資料の収集整備に関すること。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
	捜査担当	<p>1 交通関係事件の捜査に関すること。</p> <p>2 前号の少年事件の審判に関すること。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
特別刑事部	管理担当	<p>1 公安関係事件・労働関係事件・財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の管理に関すること。</p> <p>2 前号に関連すること。</p>
	資料担当	<p>1 公安関係事件・労働関係事件・財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件に関する資料の収集整備に関すること。</p> <p>2 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関すること。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
	捜査担当	<p>1 公安関係事件・労働関係事件・財政経済関係事件及び検事正があらかじめ</p>

		<p>指定する事件の管理に関すること。</p> <p>2 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関すること。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>
公判部	管理担当	<p>1 公判事件の管理に関すること。</p> <p>2 公判の運営一般に関すること。</p> <p>3 公判の遂行に関する資料の収集整備に関すること。</p> <p>4 刑事補償に関すること。</p> <p>5 前各号に関連すること。</p>
	公判担当	<p>1 公判の遂行に関すること。</p> <p>2 人事訴訟に関すること。</p> <p>3 前2号に関連すること。</p>